

# 社会保険

# あいち

〇-----  
とじて保管しましょう  
-----〇



蒲郡クラシックホテル(蒲郡市)

## 《今月の主な内容》

- 全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています
- 平成29年4月から、短時間労働者の適用対象が広がりました
- 「健康経営<sup>®</sup>セミナー」のご案内
- 交通事故などにあったときは「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です！
- コラム ～日本の健康・世界の健康～ 健康について
- 受講者募集！「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

### 平成29年度社会保険協会費納入のお願い

日ごろは、愛知県社会保険協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

平成29年度社会保険協会費につきまして、「払込取扱票（振込通知書）」を同封させていただきますので、納入にご協力くださいますようお願い申し上げます。

No. **521**

2017年5月

(隔月発行)

職場内で回覧しましょう

## 全国の年金事務所で年金の予約相談を実施しています

### 予約相談のメリット

お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます。  
相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します。

※混雑状況によっては、時間どおりに案内できない場合があります。

### 予約相談の実施時間帯

午前8時30分～午後4時（月曜～金曜）

### 受付期間等

予約相談希望日の1カ月前から前日まで受け付けしています。  
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。  
お近くの年金事務所でも受け付けしています。

※予約状況によっては、ご希望に添えない場合がございますので、お早めにご予約ください。

### お問い合わせ先

●ねんきんダイヤル 0570-05-1165

受付時間	月曜日	午前8時30分～午後7時
	火～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
	第2土曜日	午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで予約をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

●最寄りの年金事務所

## 平成29年8月から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が25年から10年に変更されます

これまで、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

## 平成29年4月から、短時間労働者の適用対象が広がりました

- 平成29年4月1日から、厚生年金保険の被保険者数が常時501人以上の企業に勤務する短時間労働者※に加え、被保険者数が常時500人以下の企業のうち、次のアまたはイに該当する事業所に勤務する短時間労働者も厚生年金保険・健康保険の適用対象となりました。

### 新たに適用拡大となる事業所

次のア又はイに該当する、被保険者が常時500人以下の事業所

- ア. 労使合意（働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することについて合意すること）に基づき申出をする法人・個人の事業所
- イ. 地方公共団体に属する事業所

※勤務時間・勤務日数が常時雇用者の4分の3未満で、以下の①～④全ての要件に該当する方

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること    ② 雇用期間が1年以上見込まれること  
③ 賃金の月額が8.8万円以上であること        ④ 学生でないこと

- 「被保険者数が常時501人以上の法人・個人の事業所」、「労使合意に基づき申出をする法人・個人の事業所」及び「国・地方公共団体に属する全ての事業所」で、短時間労働者に該当する方を採用された場合は速やかに短時間労働者の資格取得届を提出してください。

### 労使合意に基づき申出をする場合の手続きについて

- 平成29年4月以降、労働者の同意を得たことを証する書類（同意書）を添付の上、本店または主たる事業所の事業主から「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」を提出してください。
- 「任意特定適用事業所申出書／取消申出書」「同意書」の様式及び労使合意にかかるQ&Aを日本年金機構ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

- 短時間労働者の資格取得届等の各種届出様式および短時間労働者の適用拡大に関するQ&A集についても、日本年金機構ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

知っておきたい

## 適用関係届等のQ&A

**Q** 試用期間中は健康保険・厚生年金保険の被保険者になりますか？

**A** 入社後、従業員としての適格性をみるため就業規則で一定期間の試用期間を定めている事業所がありますが、この期間は健康保険法・厚生年金保険法で規定している「臨時の雇用期間」に該当しないため、たとえこの期間が1か月でも被保険者の加入手続きを行わなければなりません。  
例えば、4月1日から試用期間として入社した方が7月1日から正社員になった場合、被保険者の資格取得年月日は4月1日になります。

**Q** 会社の役員も健康保険・厚生年金保険の被保険者となることが出来ますか？

**A** 会社等法人の理事、監事、取締役、代表社員等は、経常的な労務の提供があり、かつ、労務の対償として経常的に報酬を受けている場合は、その法人に使用されているものと解され被保険者となります。  
なお、非常勤の役員については、名目上の地位で他の法人の役員を兼務し非常勤として定まった報酬もないような場合や報酬の額が労務の内容に相応していないような場合には、常用的使用関係があるとは認められず被保険者とはなりません。

**Q** 被扶養者の人数によって保険料の額は異なりますか？

**A** 保険料は被扶養者のある・なしに関わらず、被保険者の標準報酬月額によって決められています。被扶養者の数が増減しても、保険料は変わりません。

# 「健康経営®セミナー」のご案内

**入場無料 先着400名** (要申込み)

※ 健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

企業にとって、社員は大切な財産です。いま、社員が健康で長く働けるよう職場で健康づくりに取り組む企業が増えています。

セミナーでは、どのように「健康経営®」を進めていけばよいか、具体例を交えてご紹介します。ぜひご参加ください。

他社の取り組みを紹介した「事例集」もプレゼント！



## 日時

**平成29年6月28日(水)**  
13:30 ~ 16:00(開場 13:00)

## 会場

中小企業振興会館メインホール(吹上ホール)  
名古屋市千種区吹上二丁目6番3号

## 第1部 中小企業でもできる「健康経営®」

- 三幸土木株式会社
- 千秋技研株式会社

事業主・担当者の  
生の声をお聞きいただけます！

## 第2部 協会けんぽの健康宣言 ~ 3つ選んで簡単スタート! ~

休憩中

協会けんぽ愛知支部 企画総務グループ

スポーツクラブインストラクターによる「職場でできる運動プログラム」実施!

## 第3部 中小企業にこそ健康経営 ~健康経営のすすめ~

- 「健康」と「経営」の関係は? 健康経営が大切なわけ
- 健康経営はここから! 企業での健康づくりの始め方

特定非営利活動法人 健康経営研究会 理事長 岡田 邦夫 氏

**6/28(水) セミナー参加申込書 FAX052-856-1491**

必要事項を記入の上  
FAXでお送りください

〒 _____	貴社の保険証記号(7ケタか8ケタの数字)
事業所所在地	<input type="text"/>
事業所名	電話番号
参加者氏名 ※複数名も可 (例:事業主様と労務ご担当者様)	

先着順で受付し、ご参加いただける場合は、当日お持ちいただくご案内状を郵送いたします。

**お問い合わせ先** TEL:052-856-1479(企画総務グループ)

交通事故などに  
あったときは

## 「第三者等の行為による傷病届」の提出が必要です!

### 第三者行為とは



### 労災・通災で保険証は使えません

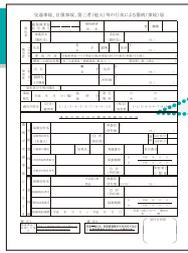
工作中や通勤途中の事故でケガをした場合は、  
労災保険に該当するため、  
保険証は使えません。

労災・通災  
労働基準監督署へ相談



### なぜ届出が必要なの?

保険証を使って治療を受けると、本来加害者が支払うべき治療費を健康保険が立て替えたこととなります。その額を後で協会けんぽが相手側へ請求するためです。



### 届出内容

いつ、どこで、相手が誰なのか  
どのような事故であったか等

お手続きは  
郵送で

申請書類は協会けんぽの  
ホームページからダウンロードできます。

協会けんぽ 第三者行為届

検索

### その治療、保険証を使っていませんか?

事故で保険会社（自動車保険等）に対応してもらっていても、治療で保険証（健康保険）を使っていることがあります。この場合も、協会けんぽに届出が必要です。



保険会社が対応し  
治療費の自己負担がなくても

自分の治療のこと、  
自分でしっかり把握!

保険証の使用の有無を  
保険会社へ確認



使用している場合は  
必ず協会けんぽへ届出

お問い合わせ先 TEL:052-856-1481(レseptグループ 求償係)

## 被扶養者資格の再確認をお願いします

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者の方について、年に一度、資格を満たしているかどうか、再確認をおこなっています。保険料負担軽減につながる大切な確認ですのでご協力をお願いいたします。

### 1 事業主様に

「被扶養者状況リスト」を送付します

#### 送付時期

平成29年 5月下旬～6月中旬

#### 再確認（削除）対象者

協会けんぽに加入している被扶養者の方

- 平成29年4月1日において18歳未満の方
- 扶養認定日が平成29年4月1日以降の方は除きます

### 2 扶養の要件を満たしているか

ご確認後、「被扶養者状況リスト」を  
協会けんぽへご返送ください

#### 提出期限

平成29年 7月31日(月)まで

#### 扶養削除の方がいた場合

被扶養者調書兼異動届と保険証をあわせて提出

※その他の書類は同封しないでください

届け忘れを防ぐため  
ご確認後は速やかに  
ご提出をお願いします

#### 平成28年度実施結果

- 削除人数 約7.0万人
- 効果額 約22.7億円  
(高齢者医療制度への負担軽減額)



協会けんぽの紙面(4,5ページ)についてのお問い合わせはこちら

## 全国健康保険協会 愛知支部

### 協会けんぽ

〒450-6363 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋23階

TEL052-856-1490(代表)

●受付時間 午前8:30～午後5:15(土日祝日・年末年始を除く)

記載の内容は、協会けんぽの加入者様向けのもので

健康保険組合の加入者様は、内容が異なる場合があります。

職場内で掲示して、ご活用ください。



手続きは郵送でお願いします。

ホームページはこちらから

協会けんぽ 愛知

検索



## ～日本の健康・世界の健康～

### 健康について

名古屋大学大学院医学系研究科国際保健医療学・公衆衛生学教室 平川 仁尚

#### 健康とは

私が所属する教室では、国際保健と公衆衛生に取り組んでいます。といっても、読者の皆様には、どちらも馴染みがない言葉かもしれません。「公衆衛生」とは、人間が健康に生活できるための組織的社会活動をいいます。そして、「国際保健」は、国際レベルの公衆衛生です。ですので、つまり、私どもの教室の使命は、国内外を問わず、そこで暮らす人々の健康を守るための組織的社会活動の研究や教育を行うことであるといえます。

では、健康とは何かについて考えてみたいと思います。WHO憲章では、その前文の中で「健康」について、次のように定義しています。Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity. 健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること（日本WHO協会訳）。体と心の健康はイメージが湧きやすいかと思しますので、社会的健康について説明します。社会的健康とは、例えば経済的に恵まれている状態、人間関係や生活環境が良好な状態などを指します。近年、この社会的健康が注目されるようになってきております。例えば所得が低い人ほど、生活習慣病になりやすいことが統計解析の結果で明らかとなってきています。また、職場の人間関係や長時間労働により、精神的に病んでしまう例も最近取り沙汰されております。

#### 健康増進の第一歩としての健康診断

体の健康を守る仕組みとしては、特定健康診査（特定健診）とその結果に基づく特定保健指導、がん検診などがあります。生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症（血中のコレステロールやトリグリセリド（中性脂肪）が増加する状態）は、最初は症状がなくても放置することで心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気につながり、日常生活に制限が強いられたり、多額の医療費がかかってきます。特定健診は、40歳～74歳の方を対象とした、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目してこれらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望まし

いものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査です。しかし、受診率は必ずしも高くはありません。どうやって、受診をしてもらうのか、職場を挙げて考えていただく必要があるかと思えます。さらに、その結果が行動変容につながらないという意味がありません。我々が福岡県の農村部で行った研究では、特定健診を受けた413名を対象に行った調査において、健診で要注意と指摘されても翌年の肥満や血糖、脂質、血圧値に改善はみられませんでした。

#### モチベーションの維持・向上への取り組み

運動や食事が生活習慣病の予防に欠かせないことは誰もが知っているところだと思います。しかし、実際に行動に移すことはなかなか容易ではありません。また、行動に移すことができたとしても、モチベーションを持ち続けることは並大抵のことではありません。そこで、分かりやすく、無理なく続けられる方法の提案を行っております。例えば、カツカレーとカレーライス大盛だったらどちらを選ぶでしょうか。「カツ」は揚げ物だからカロリーが高そうだから、それよりもご飯を大盛にした方がよさそうだと考える方も多いかもしれませんが、実際は、量やレシピによる違いもありますが、カツカレー（並）約800キロカロリー、カレーライス（大盛）約1000キロカロリーと、カレーライス大盛はカツカレーと同等かそれ以上のカロリーであることが多いようです。また、100キロカロリー（ご飯軽く半分）の食品を食べたら、そのカロリーを消費するために40-50分歩かないといけません（図参照）。このように皆さんに身近な題材で教育することが重要だと考えています。

#### 筆者プロフィール 平川 仁尚

1971年7月18日生  
1998年に名古屋大学を卒業後、土岐市立総合病院で研修  
2001年に名古屋大学老年内科に入局後、名大病院などで高齢者医療・研究に従事する傍ら、  
2008年より名古屋大学医学部で医学教育に従事  
2014年12月より現職（名古屋大学大学院医学系研究科 国際保健医療学・公衆衛生学教室）



図. 100 キロカロリーの食事（明るい部分、普通歩行 40-50 分相当）

## 受講者募集！「社会保険事務講習会」開催のお知らせ

愛知県社会保険協会では、下記の日程で社会保険事務講習会を開催いたします。

新しく社会保険に加入されました事業所の方、社会保険事務担当者が交代されました事業所の方など、受講をご希望の皆様のお申し込みをお待ちしております。

◆開催日時・会場 各会場とも午後2時開始、午後4時15分終了予定（受付：午後1時30分から）

開催月日	会場	所在地	定員(名)
7月11日(火)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室 1203	名古屋市南中村区名駅4-4-38	90
7月12日(水)	アイプラザ半田 研修室	半田市東洋町1-8	60
7月13日(木)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室 1203	名古屋市南中村区名駅4-4-38	90
7月14日(金)	刈谷市総合文化センター（アイリス）501～503講座室	刈谷市若松町2-104	80
7月18日(火)	尾張一宮駅前ビル（i-ビル）大会議室	一宮市栄3-1-2	80
7月19日(水)	愛知県産業労働センター（ウインクあいち）中会議室 1203	名古屋市南中村区名駅4-4-38	90
7月24日(月)	岡崎商工会議所 特別研修室	岡崎市奄美南1-2	40
7月26日(水)	栄ガスビル 5階 キングルーム	名古屋市中区栄3-15-33	100
7月27日(木)	豊橋商工会議所 401会議室	豊橋市花田町字石塚42-1	60

講習会は各会場とも同じ内容で行いますので、ご都合のよい日をお選びのうえお申し込みください。

### ◆講習内容

1. 社会保険制度の仕組みについて
2. 健康保険・厚生年金保険の適用、保険料について
3. 健康保険給付の手続きについて
4. 健康保険・年金の改正について

### ◆講師 社会保険労務士

### ◆申込資格

- 平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の方
  - 平成28年9月1日から平成29年2月28日までの間に新規適用となった事業所の方
- 上記以外の方はお申し込みできません。

### ◆受講料 無料

### ◆申込期限 各会場とも開催日の4日前まで（土、日を除く）

- ※先着順とさせていただきますので、お早めにお申し込みください。（1事業所2名様まで）
- ※定員に達した場合は、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。（ホームページにその旨掲載いたします。）

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、受講申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

## 申込募集！ プール利用補助券発行のご案内



下記施設のプール利用補助券を発行します。

プール名	利用料金				一般料金			
	大人	中学生	小人	幼児	大人	中学生	小人	幼児
① サンビーチ日光川	(高校生以上) 800円		(小・中学生) 300円	無料	(高校生以上) 1,500円		(小・中学生) 700円	無料
② ラグーナテンボス	(高校生以上) 2,300円	2,100円	(小学生) 1,100円	(3歳以上) 700円	(高校生以上) 3,200円	2,900円	(小学生) 1,550円	(3歳以上) 1,050円
③ ナガシマスパーランド ジャンボ海水プール	(中学生以上) 2,500円		(小学生) 1,900円	(2歳以上) 1,000円	(中学生以上) 3,500円		(小学生) 2,700円	(2歳以上) 1,500円

### 利用期間

#### ①サンビーチ日光川

平成29年7月8日(土)から9月3日(日)まで

#### ②ラグーナテンボス

平成29年7月1日(土)から9月25日(月)まで

#### ③ナガシマスパーランドジャンボ海水プール

平成29年7月1日(土)から9月24日(日)まで

### ◆発行枚数 8,000枚（3施設の合計枚数）

※ただし、1事業所の交付枚数を事業所の規模(被保険者数)に応じ、右記の表のとおり上限枚数(3施設の合計枚数)を設定させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

事業所規模 (被保険者数)	上限枚数 (3施設の合計枚数)
1～99人	10枚
100～499人	20枚
500～999人	30枚
1,000人以上	40枚

※発行枚数に達したときは、受付を締め切らせていただきます。（ホームページにその旨掲載いたします。）

### ◆申込資格

平成29年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者（ただし、平成29年6月30日までに申し込みの場合は、平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者も対象とさせていただきます。）

※申込方法（申込書様式）等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX（052-678-7334）にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。（必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。）

## 参加申込募集! 「日帰りバスツアーハイキング」のご案内

2017年4月～6月(春)の名鉄観光バス「日帰りバスツアーハイキング」コースのうち、下記のコース(日時限定)について、旅行代金の一部補助を行います。

参加補助券を発行しますので、当日ご持参ください。

### 「信州高森・哲学の路と 紅ヤマアジサイを訪ねて」コース 長野県

- 出発日：平成29年6月17日(土)
- 集合場所：名鉄バスセンター 4階
- 集合時間：午前7時30分～午前8時

#### ◆ハイキングコースについて

難易度★ 時間 2時間30分 距離 8.0km 標高差240m

◆旅行代金 おとな 5,700円 こども 5,200円

◆補助金額 1名様につき1,000円(おとな、こども同額)

◆募集定員 150名(1事業所4名様まで)

#### ◆参加資格

平成28年度の社会保険協会費を納入していただいた会員事業所の被保険者とその被扶養者

◆申込期限 平成29年6月5日(月)

\*募集定員に達したときは、申込期限前であっても受付を締め切らせていただきます。  
(ホームページにその旨掲載いたします。)

※申込方法(申込書様式)等詳しいことは、愛知県社会保険協会のホームページをご覧ください。

または、FAX(052-678-7334)にてご連絡いただければ、申込書の用紙等をFAXでお送りいたします。

(必ず貴事業所のFAX番号を記入してください。)

## 「算定基礎届相談コーナー」開設のご案内

愛知県社会保険協会では、愛知県内の年金事務所において、下記のとおり「算定基礎届相談コーナー」を開設いたします。新しく社会保険に加入されました事業所の方、事務担当者が交代されました事業所の方など、算定基礎届の記入方法などわからないことがありましたらお気軽にご相談ください。

開設日 平成29年7月3日(月)から7月10日(月)まで [土曜日、日曜日を除く6日間]

開設時間 午前9時から12時まで 及び 午後1時から4時まで

### 事業所の名称、所在地等に変更があった場合は、お知らせください

事業所名称、所在地等に変更がございましたら、お手数ですが下記の様式にご記入のうえ、FAX(052-678-7331)または郵送にてお知らせください。

一般財団法人 愛知県社会保険協会長 殿

平成 年 月 日

変更年月日 年 月 日

整理番号 ※

※会費の受領証(払込票)に記載されている整理番号を記入してください。

(変更のある項目のみ記入してください。)

	変 更 前	変 更 後
事業所整理記号	(例「中いろは」[東ABC])	
フリガナ		
事業所名称		
事業所所在地	〒 -	〒 -
電話番号	( ) -	( ) -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名

電話番号 ( ) -

印

社会保険 **あいち** No.521

— 平成29年5月発行 —

記事提供：日本年金機構大曾根地域代表年金事務所  
全国健康保険協会愛知支部

発行：一般財団法人愛知県社会保険協会

〒456-0022

名古屋市熱田区横田1丁目11番6号 フジ神宮ビル8階

☎ 052-678-7330 URL <http://www.shaho-aichi.jp/>